

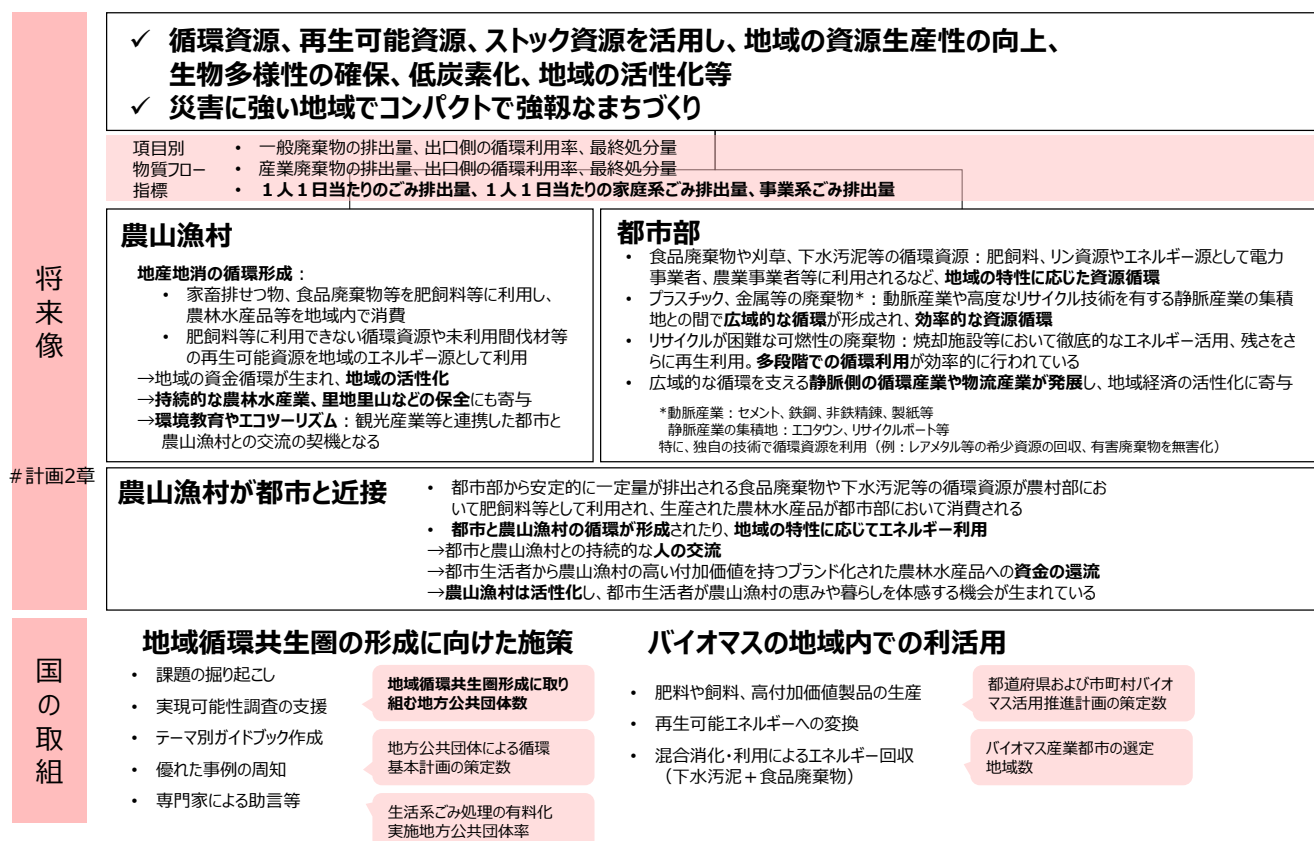
「多種多様な地域循環共生圏形成」に関する点検（案）

（１）背景と基本的方向性

人口減少・少子高齢化の進展、過疎化や都市への人口集中、地域の衰退などにより、農山村では農林業の担い手の不足による里地里山の荒廃が進み、都市でも地域住民の共同体としての機能の低下等により、ごみ屋敷の増加等の生活ごみを巡る問題の増加等が懸念されている。廃棄物分野においても今後、廃棄物処理や資源循環の担い手の不足、循環資源のリサイクル先の不足、老朽化した社会資本の更新に伴う建設系の廃棄物の増加、空き家や空き店舗等の処理責任が不明確な廃棄物の増加など、様々な課題が懸念される。

一方で人口減少・少子高齢化の進む状況下においても資源生産性の高い循環型社会を構築していくためには、循環資源¹を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させることがより重要となる。また、地域の再生可能資源を継続的に地域で活用すること、地域のストック²を適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくことにより資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていくことが重要である。

図 1 第 4 次循環基本計画で設定する将来像・国の取組と指標（概要）



¹ 家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属など

² 道路・鉄道などの社会資本、住宅・店舗などの建築物など

(2) 指標の設定状況

「多種多様な地域循環共生圏形成」には以下のように指標が設定されている。

項目別物質フロー指標の代表指標は「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」、が設定されている。また項目別取組指標の代表指標としては「地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数」が設定されている。

表1 指標の設定状況

	指標	数値目標	目標年次	備考
項目別物質フロー指標	A) 一般廃棄物の排出量	約3,800万トン	2025年度	廃棄物処理基本方針
	B) 一般廃棄物の出口側の循環利用率	約28%		
	C) 一般廃棄物の最終処分量	約320万トン		
	D) 産業廃棄物の排出量	約3億9千万トン		
	E) 産業廃棄物の出口側の循環利用率	約38%		
	F) 産業廃棄物の最終処分量	約1,000万トン		
	G) 1人1日当たりのごみ排出量 ³	約850g/人/日		
	H) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ⁴	約440g/人/日		廃棄物処理基本方針
	I) 事業系ごみ排出量 ⁵	約1,100万トン		
項目別取組指標	J) 地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数 ⁶	—	—	
	K) 地方公共団体による循環基本計画の策定数	—	—	
	L) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率	—	—	
	M) 都道府県および市町村バイオマス活用推進計画の策定数	47都道府県と600市町村	2025年度	バイオマス活用推進基本法
	N) バイオマス産業都市の選定地域数	—	—	

*太字 (G, H, I, J) は代表指標、その他は補助指標。

³ 1人1日当たりのごみ排出量 = ごみ排出量 (計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量) / 人口 / 365日

⁴ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量) / 人口 / 365日

⁵ 事業系ごみ排出量: 事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標とする。

⁶ 地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数: 地域循環共生圏に取り組んでいると回答した地方公共団体 (都道府県、市町村) の数。

(3) 進捗状況

地域循環共生圏の形成は、資源循環の観点では、地域において、国民がごみの減量や分別等に積極的に取り組むことで、ごみ排出量を削減していくこと、事業者が一般廃棄物の減量化や分別等に積極的に取り組み、事業系ごみの排出量を削減していくことにつながっていくと考えられる。また、地域レベルでの取組となることから、多くの地方公共団体が地域循環共生圏の形成に積極的に取り組んでいくことが必要となる。したがって、中長期的な方向性に沿った各主体の取組の進展度合いを的確に計測・評価し、更なる取組を促していくために各主体の取組の進展そのものを捉える指標である代表指標としては「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」、「地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数」が設定されている。

これらの指標の推移をみると、循環型社会形成推進基本法が制定された2000年度から各種ごみ排出量は削減されてきたものの、いずれも近年は削減率が減ってきており、特に事業系ごみ排出量は横ばい傾向となっている。また、地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数は少なく、地域循環共生圏についての認知度も低いことから、まずは地域循環共生圏の認知度を引き上げることが重要となる。

なお、本分野の指標として設定されている指標のうち多くは他の分野と重複しており、他分野での施策推進との関係を意識しつつ進めていく必要がある。

表2 各指標の進捗状況

	指標	数値目標 (目標年次)	最新値	目指すべき 方向	長期的 な傾向 *1*2	短期的 な動向 *3*4	進捗の評価 (目標達成の見込み)	留意 点
項目別 物質フ ロー ー指 標	A)一般廃棄物の排出量	約3,800万トン (2025年度)	約4,330万トン (2016年度)				●長期的には目標に向かって順調に減少 ●短期的にも減少はしているものの減少量が少なく、更なる取組が必要	—
	B)一般廃棄物の出口側の循環利用率	約28% (2025年度)	約20% (2016年度)				●長期的には上昇傾向であるが目標達成には厳しい状況 ●短期的には横ばい傾向であり、更なる取組が必要	—
	C)一般廃棄物の最終処分量	約320万トン (2025年度)	約400万トン (2016年度)				●長期的にも短期的にも目標に向かって順調に減少	—
	D)産業廃棄物の排出量	約3億9千万トン (2025年度)	約3億8700万トン (2016年度)				●既に目標を達成	—

	指標	数値目標 (目標年次)	最新値	目指すべき 方向	長期的 な傾向 *1*2	短期的 な動向 *3*4	進捗の評価 (目標達成の見込み)	留意 点
	E)産業廃棄物の出口側の循環利用率	約 38% (2025 年度)	約36% (2016 年度)	➡	➡	➡	● 長期的には目標に向かって順調に増加 ● 短期的には横ばい傾向であり、更なる取組が必要	—
	F)産業廃棄物の最終処分量	約 1,000 万トン (2025 年度)	約990万トン (2016 年度)	➡	➡	➡	● 既に目標を達成	—
	G) 1人1日当たりのごみ排出量	約 850 g/人/日 (2025 年度)	約 920 g/人/日 (2017 年度)	➡	➡	➡	● 長期的には目標に向かって順調に減少 ● 短期的には横ばい傾向だが、依然目標達成に向かって推移	—
	H) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440 g/人/日 (2025 年度)	約 505 g/人/日 (2017 年度)	➡	➡	➡	● 長期的には目標に向かって順調に減少 ● 短期的には横ばい傾向であり、更なる取組が必要	—
	I)事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン (2025 年度)	約 1,301 万トン (2017 年度)	➡	➡	➡	● 長期的には目標に向かって順調に減少 ● 短期的には横ばい傾向であり、更なる取組が必要	—
項目別取組指標	J)地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数	—	91 件 (2017 年度)	➡	—	—	● 取組実施数は低い水準 ● まずは認知率向上が必要	—
	K)地方公共団体による循環基本計画の策定数	—	1,486 件 (2017 年度)	➡	—	➡	● 取組は進展	—

	指標	数値目標 (目標年次)	最新値	目指すべき 方向	長期的 な傾向 *1*2	短期的 な動向 *3*4	進捗の評価 (目標達成の見込み)	留意 点
	L)生活系 ごみ処理 の有料化 実施地方 公共団体 率	—	約65% (2017年度)	➡	➡	➡	● 長期的には増加傾向 ● 短期的には横ばい傾向であり、更なる取組が必要	—
	M)都道府 県および 市町村バ イオマス 活用推進 計画の策 定数	47都道府県 (2025 年度)	都道府県 19 道府県 (2018 年 11 月時点)	➡	—	➡	● 策定数は伸びているが、目標達成には更なる取組が必要	—
		600 市町村 (2025年度)	市町村 54 市町村 (2018 年 11 月時点)	➡	—	➡	● 目標達成が厳しい状況 ● 増加傾向ではあるが目標との乖離は大きく、更なる取組が必要	
	N)バイオ マス産業 都市の選 定地域数	—	83 市町村 (2019 年 4 月時点)	➡	—	➡	● 取組は進展	—

*1) 長期的な傾向（目標値がある指標）：矢印の方向は 2000 年から現在までの推移（回帰直線）の傾きを示す。変化量が 10%に満たない変化は、横ばいとみなす。色は 2000 年から現在までの推移（回帰直線）の傾きと同様の傾きで推移した場合に目標を達成する場合は「青」、達成しない場合は「赤」。基準年（2000 年）から値がないものは「—」。

*2) 長期的な傾向（目標値がない指標）：2000 年から現在までの推移（回帰直線）の傾きを示す。変化量が 10%に満たない変化は、横ばいとみなす。基準年（2000 年）から値がないものは「—」。

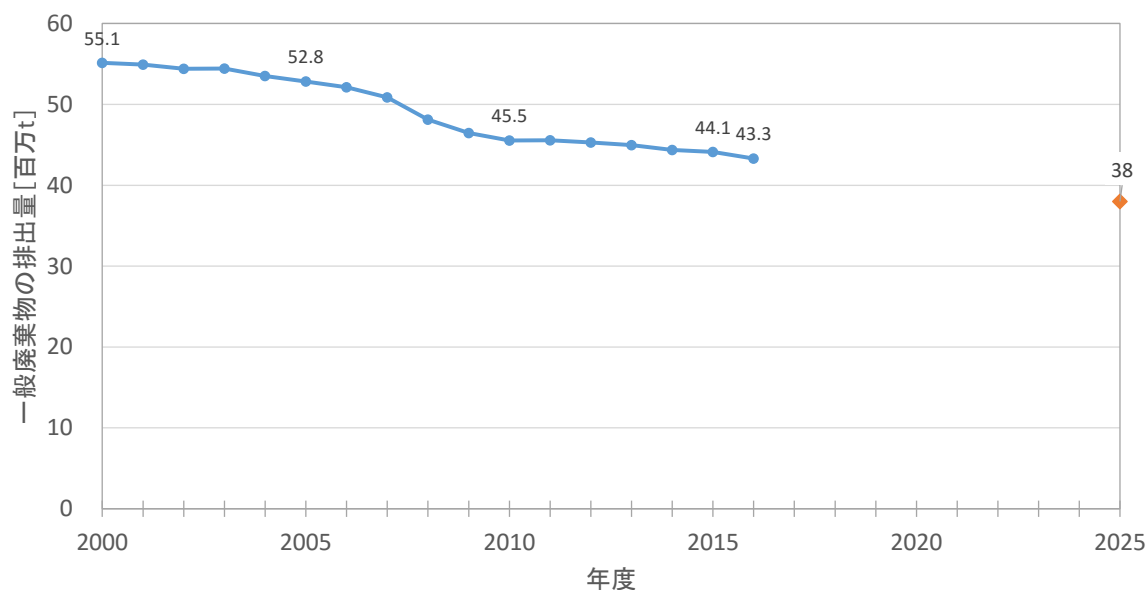
*3) 短期的な動向（目標値がある指標）：矢印の方向は前年と比較した際の動向を示す。変化量が 1%に満たない変化は、横ばいとみなす。色は 2 年前からの推移（回帰直線）の傾きと同様の傾きで推移した場合に目標を達成する場合は「青」、達成しない場合は「赤」。

*4) 短期的な動向（目標値がない指標）：前年との比較を示す。変化量が 1%に満たない変化は、横ばいとみなす。

＜別添＞指標データ

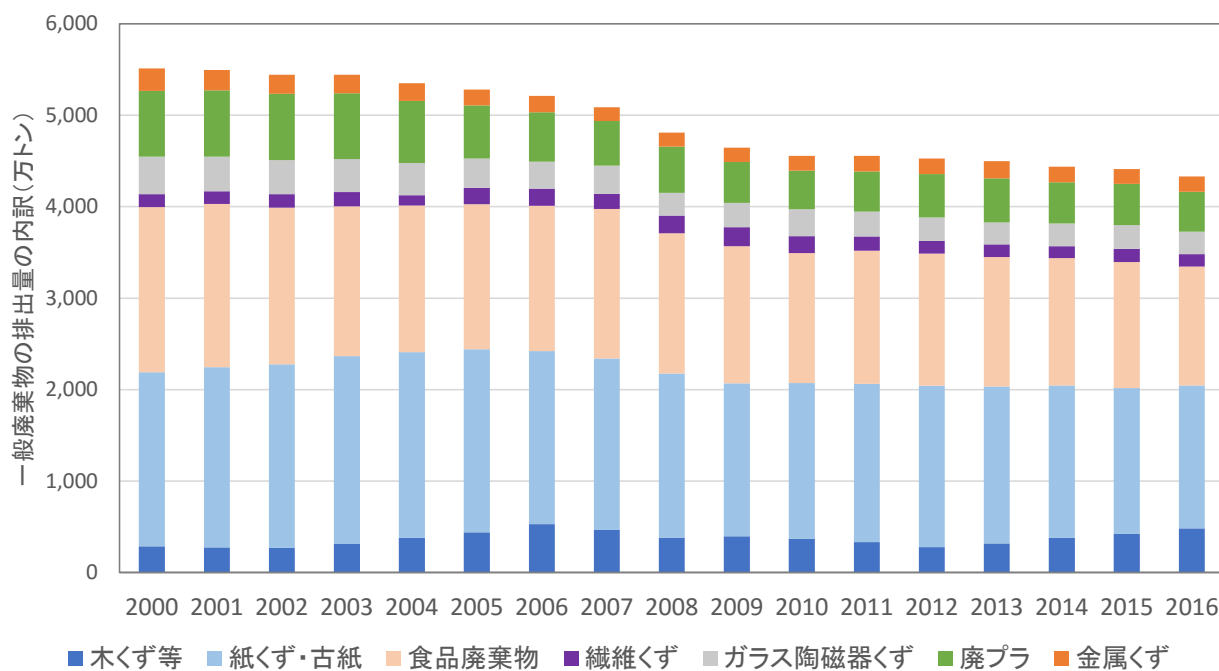
A) 一般廃棄物の排出量[補助指標]

一般廃棄物の排出量は、約4330万トン（2016年度）となっている。2025年度に約3800万トンの目標達成に向けて順調に削減が進んでいる。



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

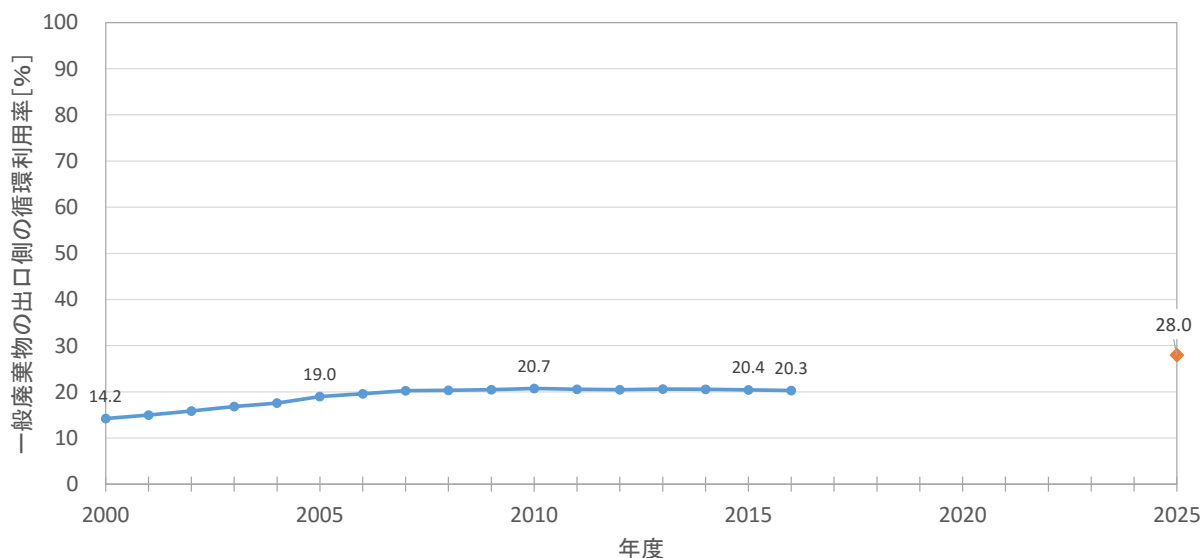
＜参考データ＞



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

B) 一般廃棄物の出口側の循環利用率[補助指標]

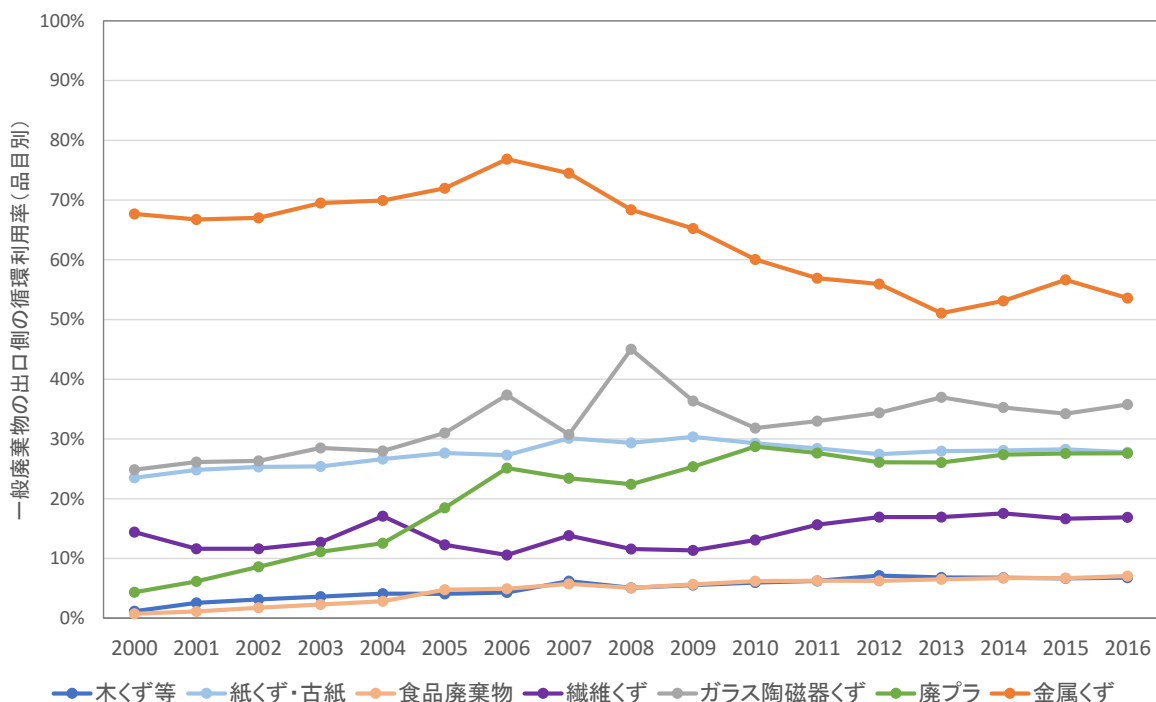
一般廃棄物の出口側の循環利用率は約20.3%（2016年度）となっている。循環型社会形成推進基本法が制定された2000年度からみると循環利用率は上昇してきたが、2007年度に20%を超えてからは横ばい傾向となっている。2025年度に約28%の目標達成に向けて更なる取組が必要となる。



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

* 出口側の循環利用率＝循環利用量／廃棄物等発生量

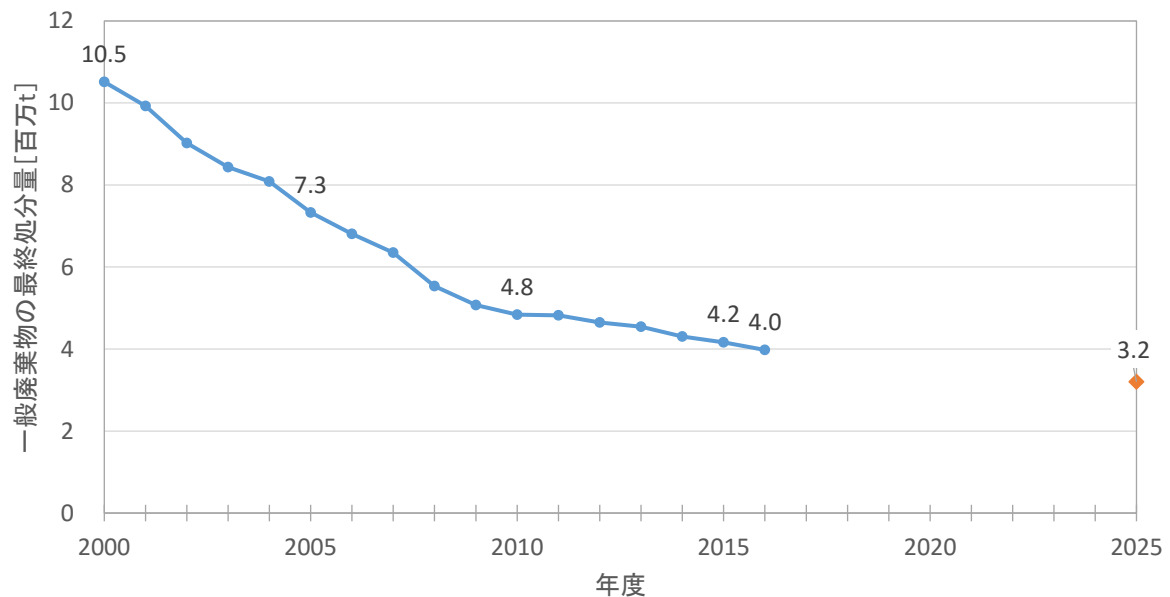
<参考データ>



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

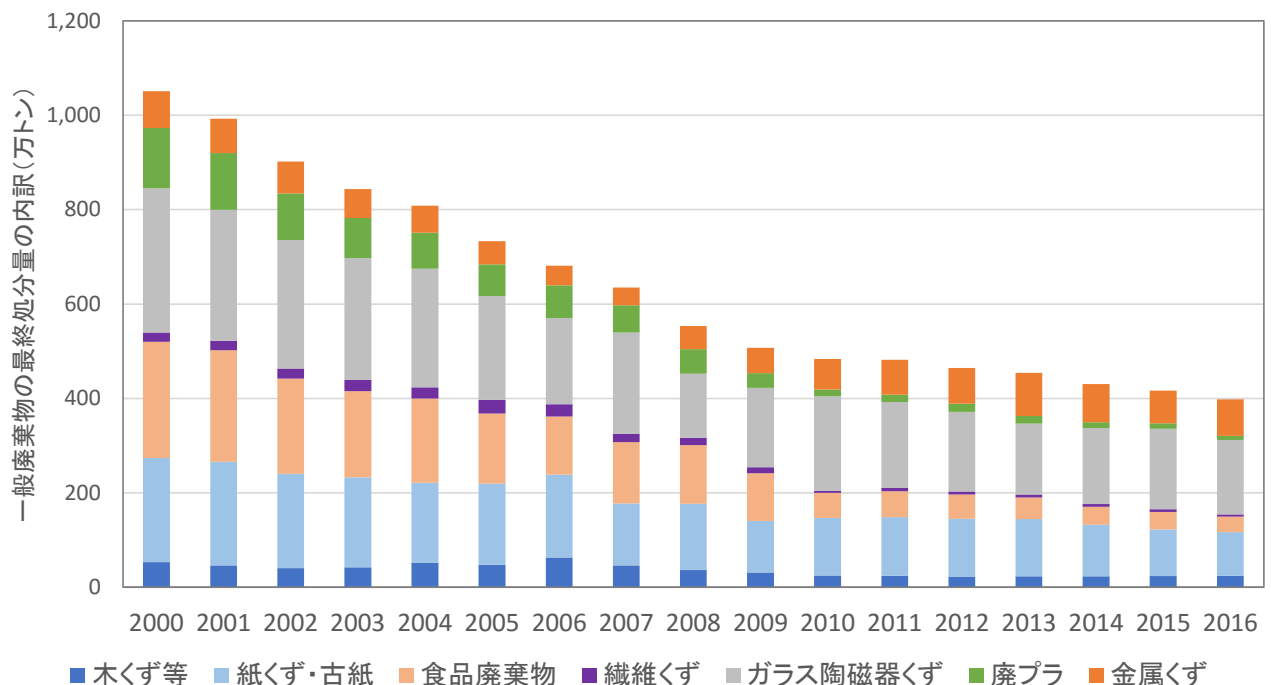
C) 一般廃棄物の最終処分量[補助指標]

一般廃棄物の最終処分量は約400万トン（2016年度）となっている。毎年削減が進んでおり、削減率は近年緩やかになってきたものの、2025年度に約320万トンの目標達成に向けて順調に推移している。



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

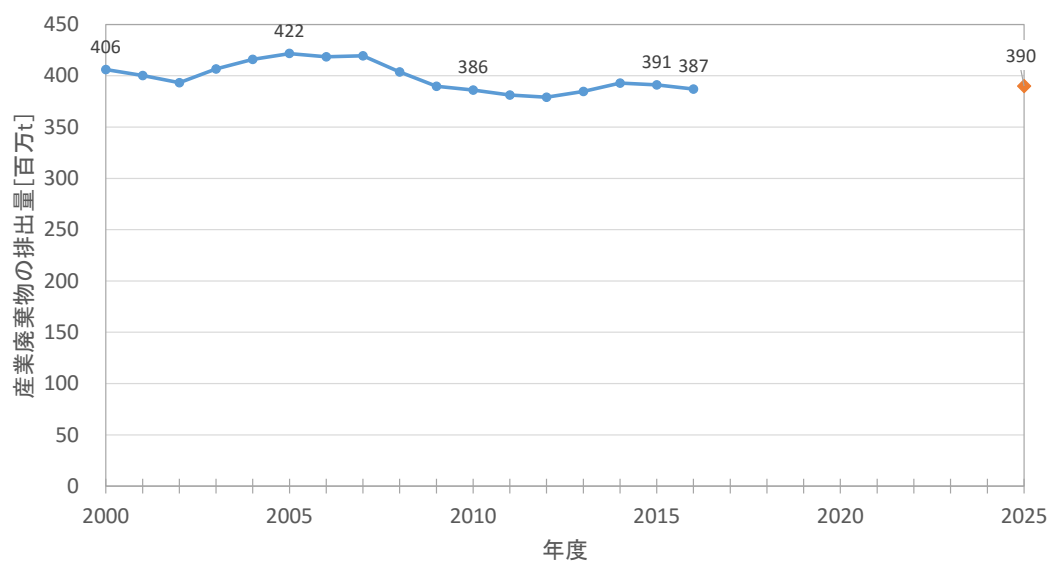
<参考データ>



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

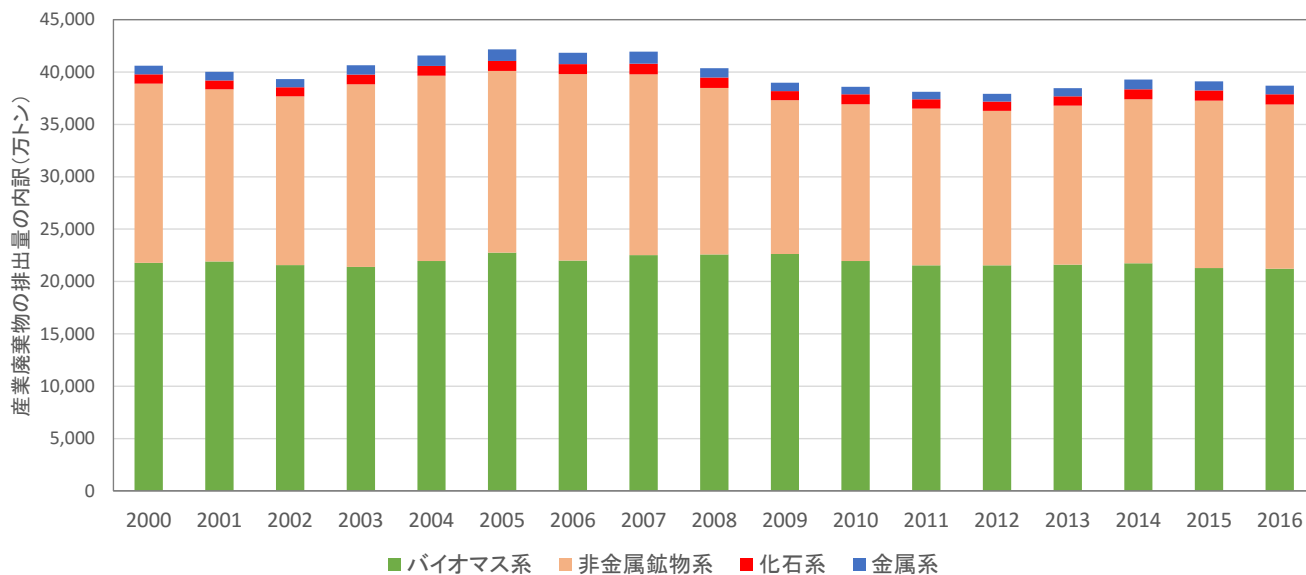
D) 産業廃棄物の排出量[補助指標]

産業廃棄物の排出量は約3億8700万トン（2016年度）となっており、既に2025年度に約3億9000万トンの目標を達成している。



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

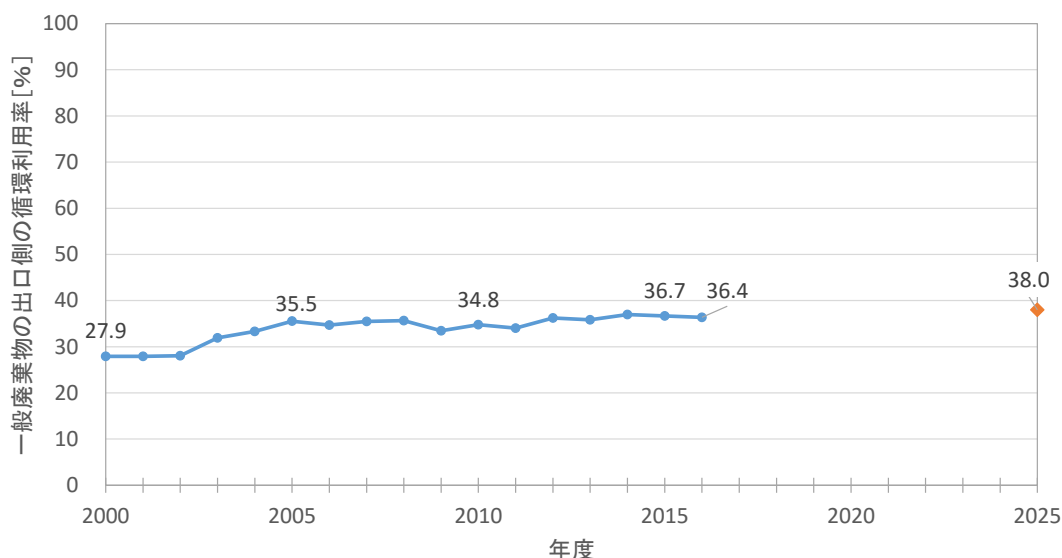
< 参考データ >



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

E) 産業廃棄物の出口側の循環利用率[補助指標]

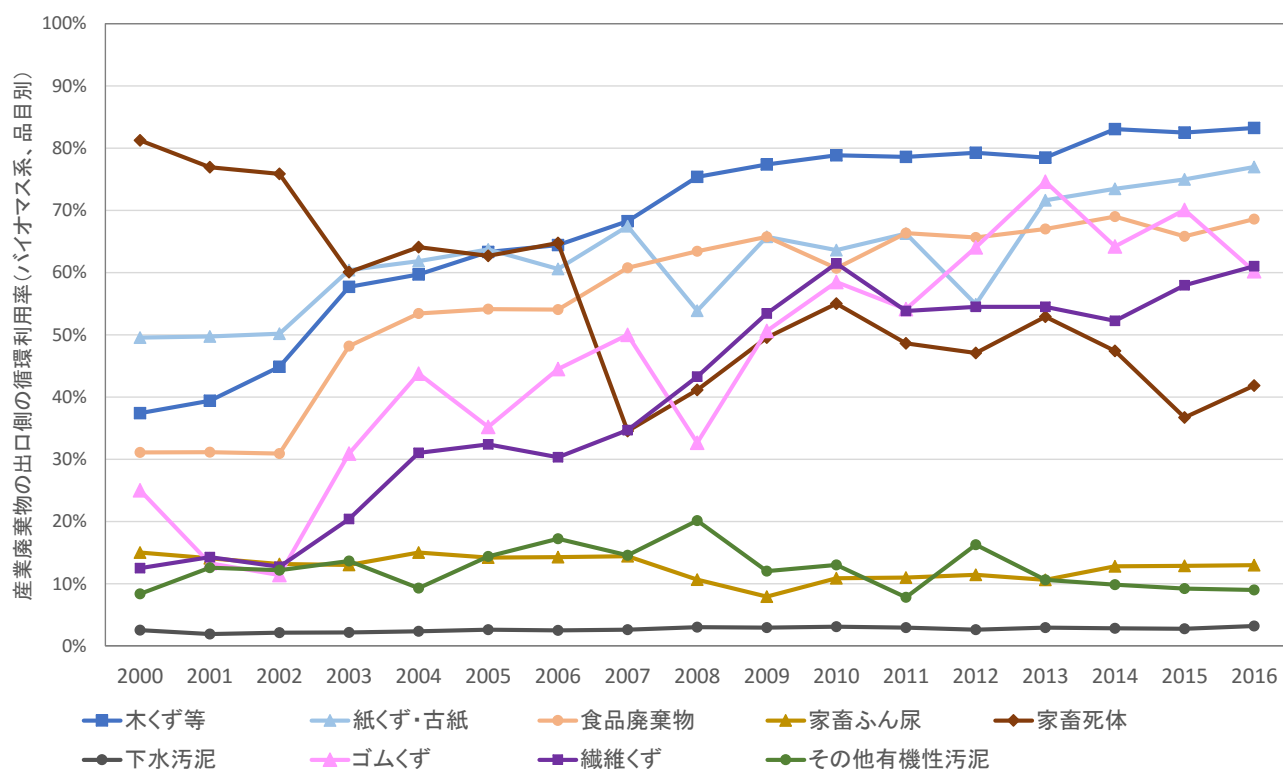
産業廃棄物の出口側の循環利用率は約36.4%（2016年度）となっている。循環型社会形成推進基本法が制定された2000年度からみると循環利用率は上昇してきたが、2007年度に35%を超えてからは、毎年増減はあるものの、概ね横ばい傾向となっている。2025年度に約38%の目標達成に向けて更なる取組が必要となる。

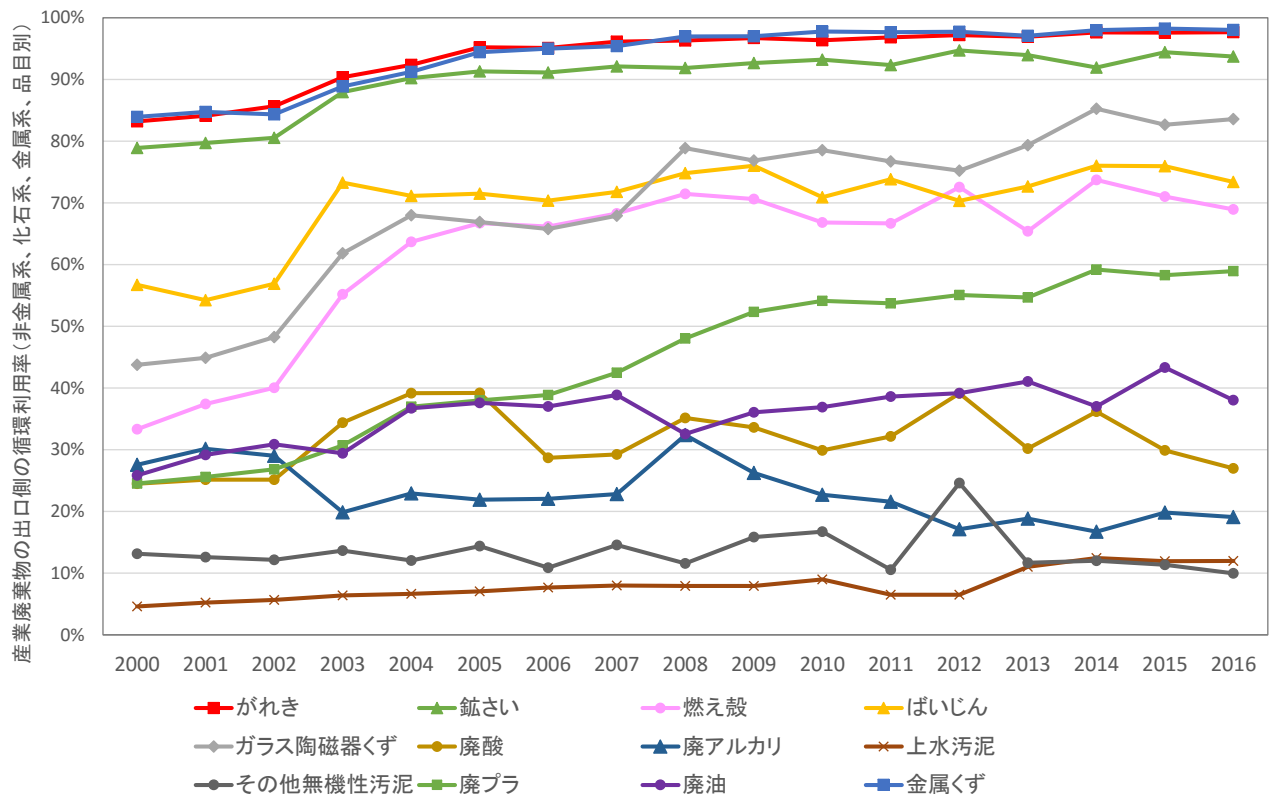


出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

* 出口側の循環利用率＝循環利用量／廃棄物等発生量

<参考データ>

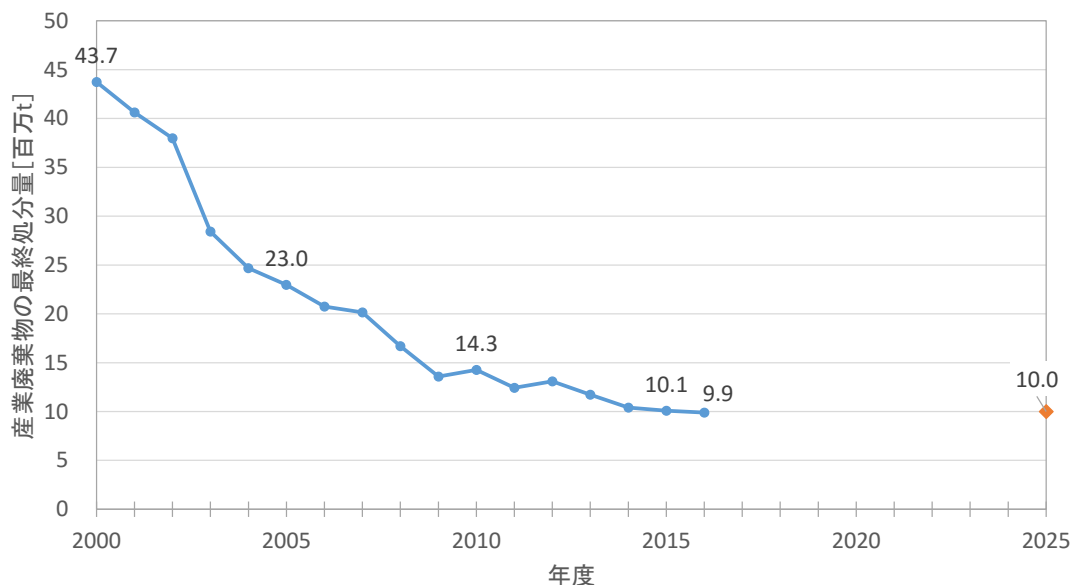




出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

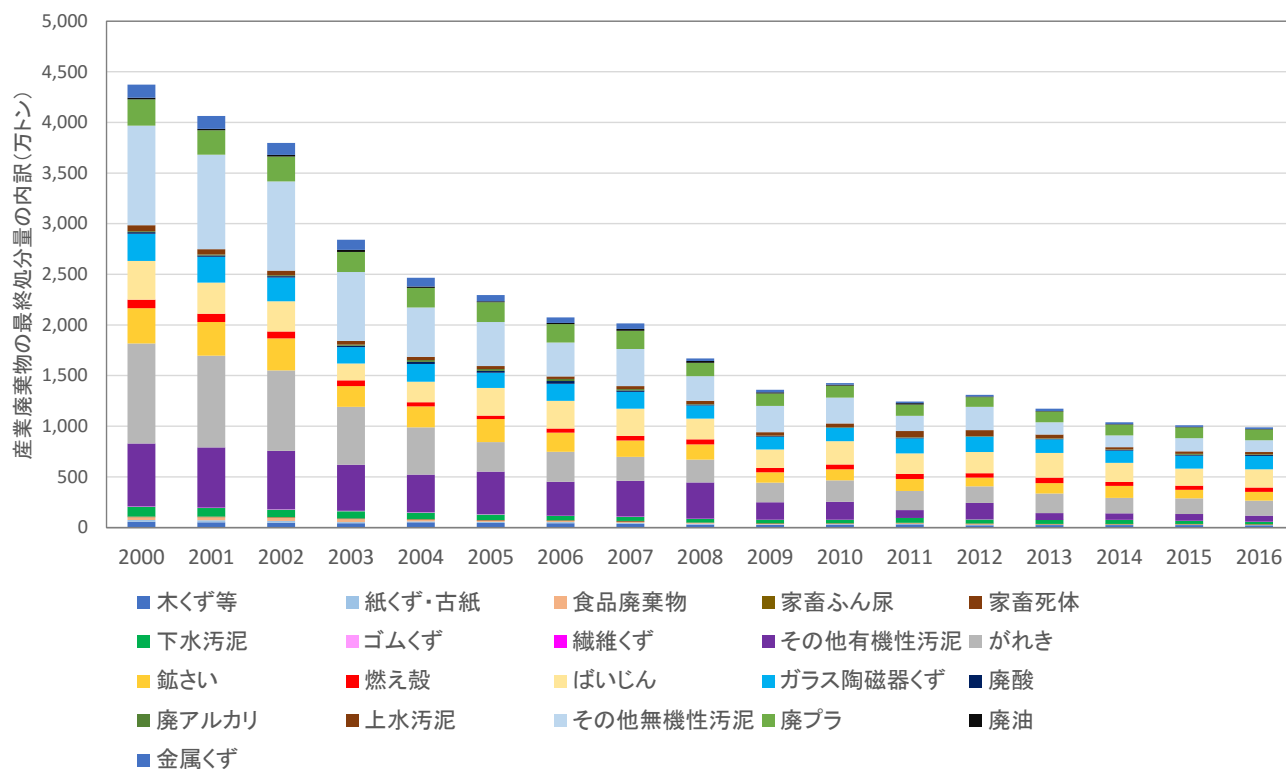
F) 産業廃棄物の最終処分量[補助指標]

産業廃棄物の最終処分量は約990万トン（2016年度）となっており、既に2025年度に約1000万トンの目標を達成している。



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

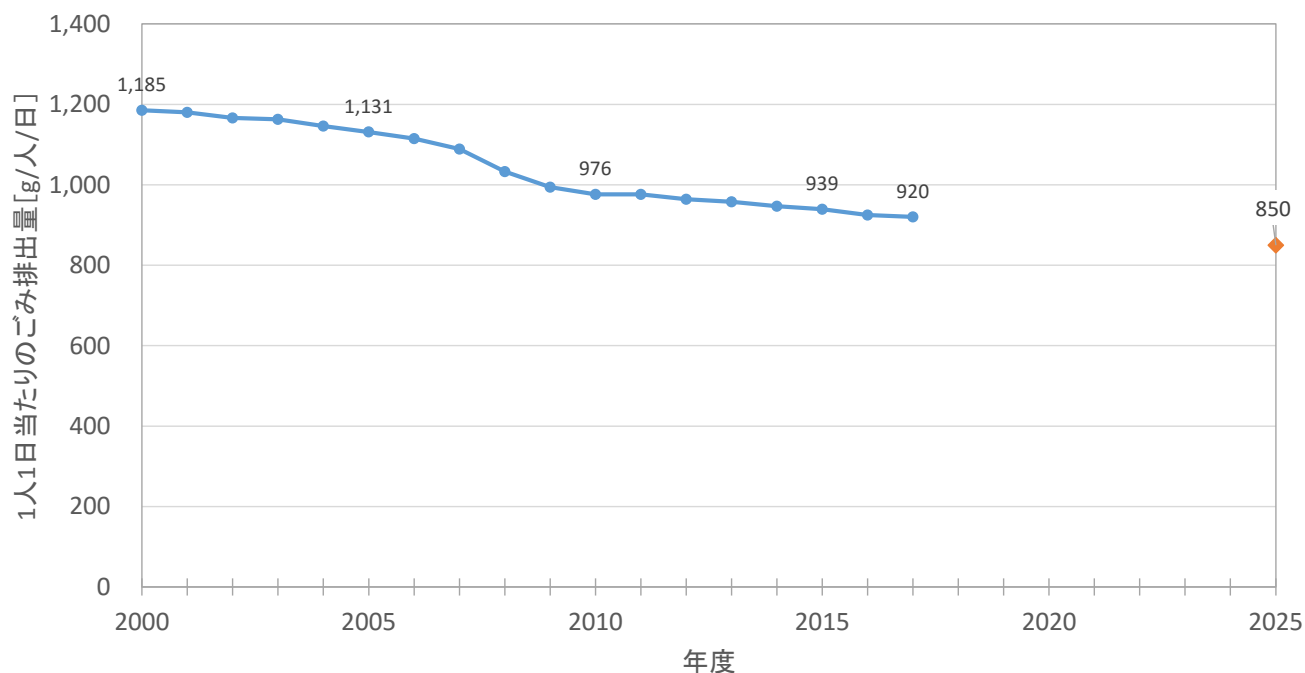
<参考データ>



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成13年度-平成28年度）より作成

G) 1人1日当たりのごみ排出量〔代表指標〕

1人1日当たりのごみ排出量は約920g/人/日（2017年度）となっている。近年、変化が緩やかになっているものの、2025年度に約850g/人/日という目標に向かって順調に削減が進んでいる。



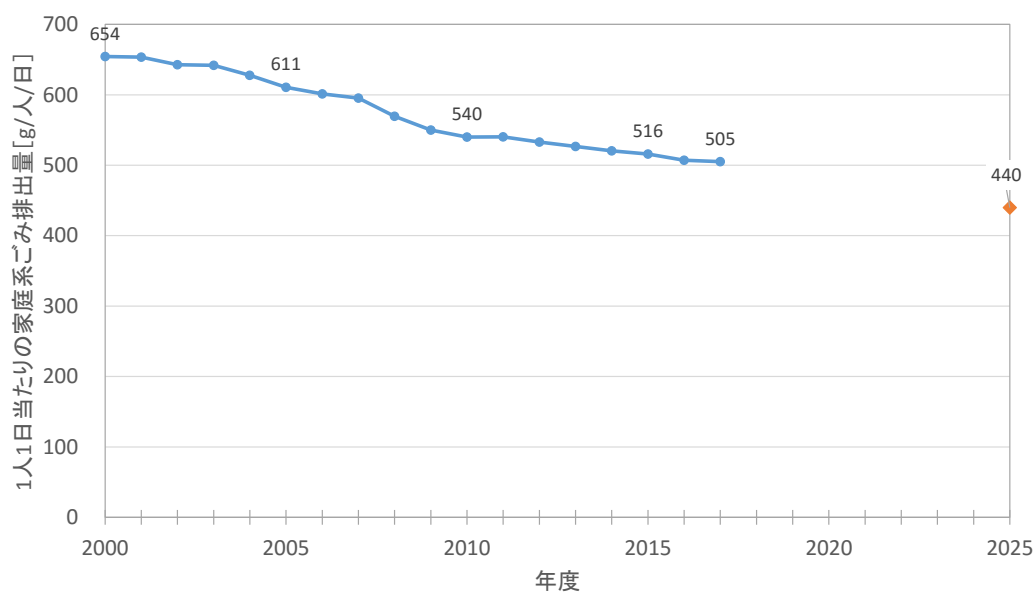
出典：環境省「日本の廃棄物処理 平成29年度版（平成31年3月）」

＊平成17年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量）」と同様とした。

＊ごみ総排出量を総人口×365日又は366日でそれぞれ除した値である。なお、平成24年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

H) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量[代表指標]

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は約505g/人/日（2017年度）となっている。2025年度に約440g/人/日という目標に向かって順調に削減が進んでいる。



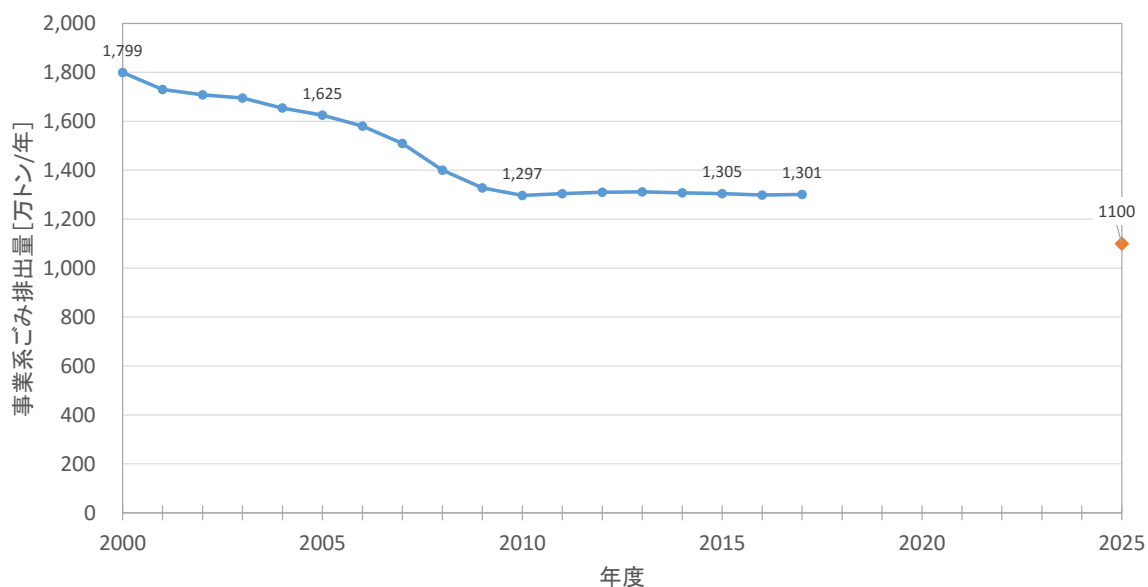
出典：環境省「日本の廃棄物処理 平成29年度版（平成31年3月）」より作成

* ごみ総排出量のうち「家庭排出ごみ」を総人口×365 日又は366 日でそれぞれ除した値である。なお、平成24 年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

* 家庭排出ごみとは、「生活系ごみ」－「集団回収量」－「資源ごみ」－「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」である。平成18年度以前は直接搬入ごみの内訳を把握していないため、資源として利用される直接搬入ごみはないものとして計算したものである。

I) 事業系ごみ排出量[代表指標]

事業系ごみ排出量は約1301万トン（2017年度）となっている。循環型社会形成推進基本法が制定された2000年度からみると事業系ごみ排出量は削減されてきたが、2009年度に約1328万トンまで削減されてからは、毎年増減はあるものの、概ね横ばい傾向となっている。2025年度に約1100万トンの目標達成に向けて更なる取組が必要となる。

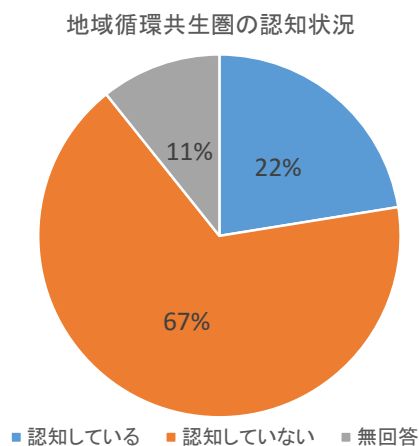


出典：環境省「日本の廃棄物処理 平成29年度版（平成31年3月）」より作成

J) 地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数[代表指標]

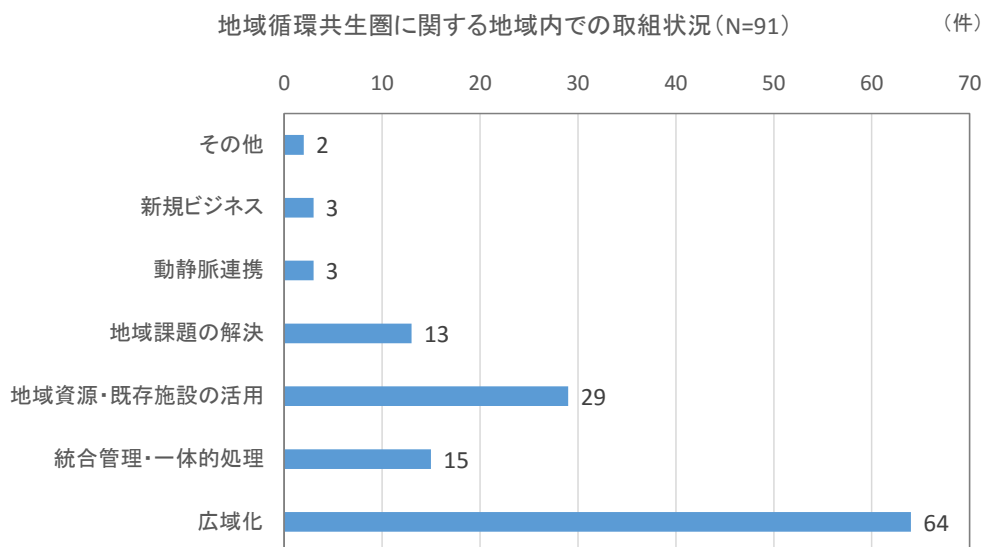
地域循環共生圏に関連する地域内での取組状況について、アンケート調査において何らかの取組を行っているとは回答した地方公共団体（全市区町村のうち、「広域化」、「統合管理・一体処理」、「地域資源・既存施設の活用」、「地域課題の解決」、「動静脈連携」、「新規ビジネス」、「その他」の選択肢に○をつけた市区町村）は、91団体（2017年度）となっている。

また、地域循環共生圏の認知率（全市区町村のうち、地域循環共生圏の認知状況について「知っている」と回答し市区町村の割合）は約22%（2017年度）となっている。



(N=1,741)

<参考データ>



出典：環境省資料

* 同一地方公共団体が複数の取組を行っていることもあるため、重複がある。

＜取組内容の例＞

具体的な取組を記載していた36市区町村の回答事例の一部を示す。なお、以下は各取組実施市町村の回答を基に加筆修正し作成した事務局整理（暫定版）となる。

① 広域化

- ・広域で廃プラスチックを中心とした可燃ごみについて、分別、リサイクル、地域資源の利用を実施。
- ・定住自立圏を形成し、ごみ処理などについても共同で実施。

② 統合管理・一体的処理

- ・IoT及びAI等を導入し収集ルートの適正化を図ることにより、小型家電のボックス回収での回収量増加と回収小型家電の純度向上・リサイクル価値の向上、プラスチック製容器包装類の回収拠点の設置と収集運搬コスト・CO2削減を図り、小型家電並びにプラスチック製容器包装回収システムを構築。
- ・自治体の運営施設において、畜排泄物、食品残渣、間伐材等を統合的に処理し、良質な堆肥を製造する。製造した堆肥は、地域内農家を中心に販売し、安全・安心な農産物としてブランド化。

③ 地域資源・既存施設の活用

- ・森の健康診断を基軸に、集材した間伐材などを木質バイオマス資源として販売。
- ・生ごみ減量と資源循環を目的に、地域内にある国民宿舎の調理過程で発生する野菜くずを同地域内で堆肥化し、その堆肥を活用して生産した野菜を同国民宿舎へ販売する他、子どもへの食事提供や学習支援を行う「子ども食堂」へ提供。

④ 地域課題の解決

- ・端材活用、林業再生、技術継承、雇用創出を目的とし、地域内で生産した木材の端材を活用し、木製額縁を製作。
- ・独居高齢者等のゴミ出し支援を目的とした、ごみ出し困難者の支援制度を実施。

⑤ 動静脈連携

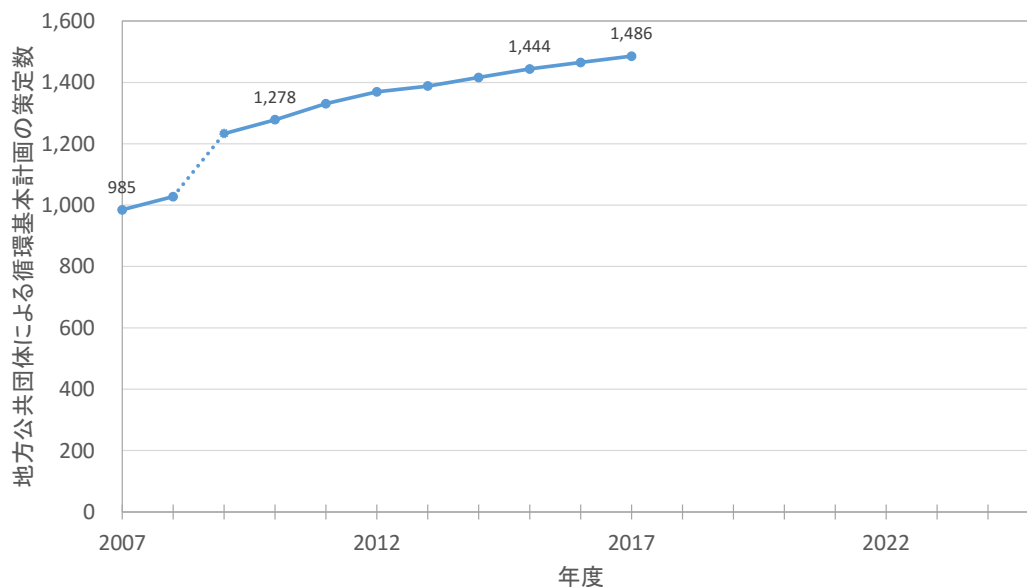
- ・市内で発生する廃棄物を事業者間で循環し有効に活用するなどの取組を実施。

⑥ 新規ビジネス

- ・産業振興・雇用創出も狙い、下水処理のCO₂・N・Pを藻類培養に利活用し、飼料・肥料等の製造から開始し、低コスト化（ジェット燃料化等）の実現を目指す。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で使用するメダルを、日本全国の国民から回収した小型家電からのリサイクル金属で作るプロジェクト（都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト）に参加。

K) 地方公共団体による循環基本計画の策定数[補助指標]

地方公共団体による循環基本計画の策定数は1,486（2017年度）となり、年々増加している。策定状況の内訳をみると、「廃棄物処理計画中で3Rに関して詳細ではないが触れている」地方公共団体が多いことから、今後は内容の充実化の進展が期待される。

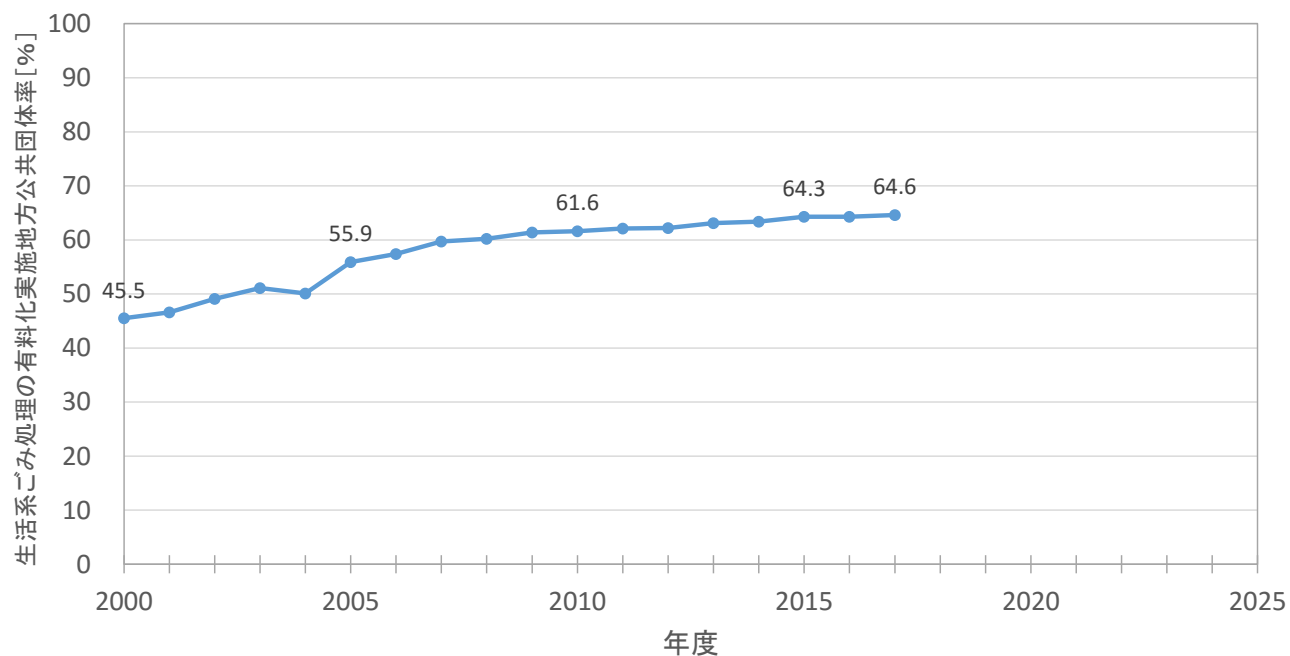


出典：環境省資料より作成

＊循環基本計画の策定数とは、2009 年度以降は、地域の循環基本計画等の策定について、「3R については個別に計画を策定している」、「環境基本計画中に3R に関する詳細な記載がある」、「環境基本計画中で3R に関して詳細ではないが触れている」、「廃棄物処理計画中に3R に関する詳細な記載がある」、「廃棄物処理計画中で3R に関して詳細ではないが触れている」、のいずれかと回答した市区町村の数。2007 年度及び2008 年度は、地域の循環基本計画等策定状況についてアンケート調査において「策定している」と回答した市区町村の数。

1) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率[補助指標]

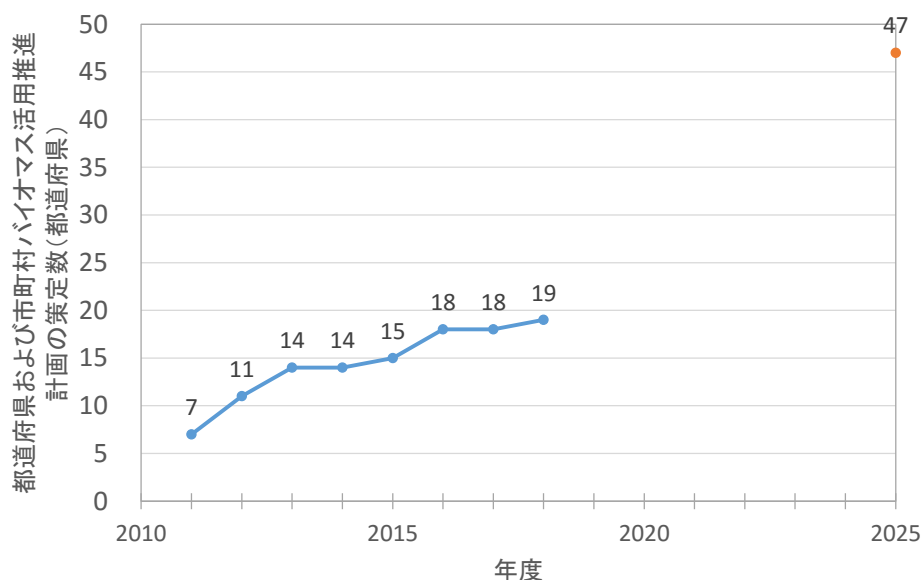
生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率は約64.6%（2017年度）となっている。循環型社会形成推進基本法が制定された2000年度からみると年々有料化が進んできたものの、近年は概ね横ばい傾向にある。



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」（各年度調査結果）より作成

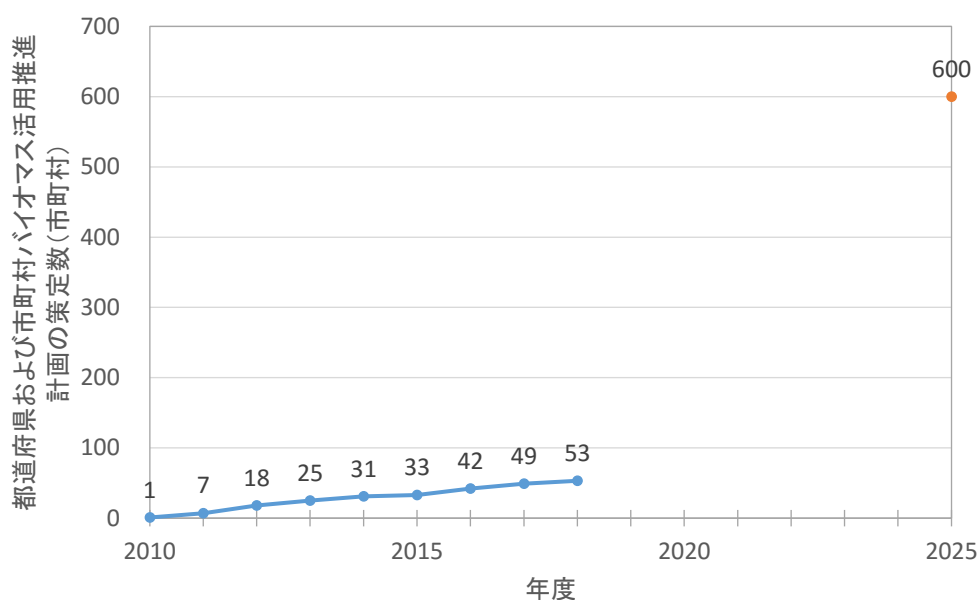
M) 都道府県および市町村バイオマス活用推進計画の策定数[補助指標]

都道府県のバイオマス活用推進計画の策定数は19道府県（2018年度）となっている。市町村のバイオマス活用推進計画の策定数は53市町村（2018年度）となっている。どちらも策定数は増加しているものの、特に市町村については、目標達成（2025年度47都道府県、600市町村）が厳しい状況であり、更なる取組が必要となる。



出典：農林水産省HP「都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画について」より作成

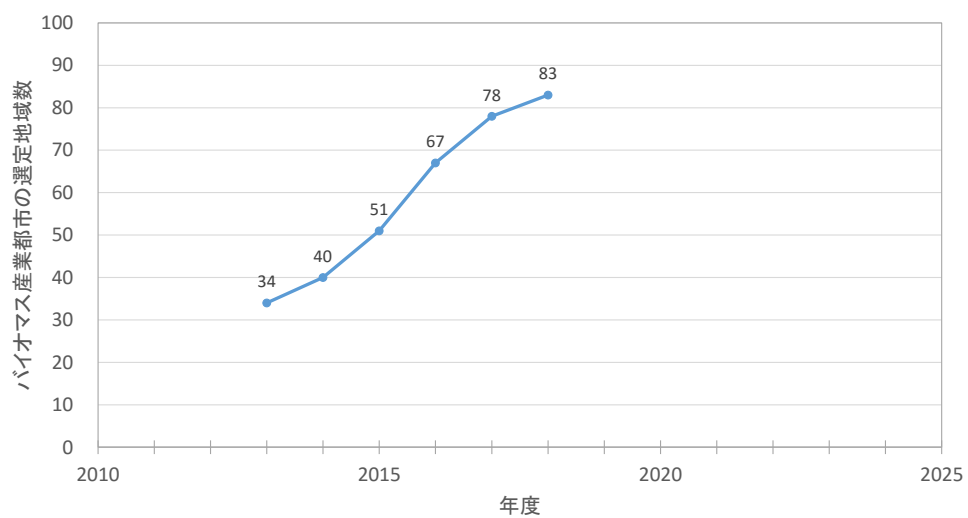
＊都道府県の策定数の年度は、出典における公表月を利用しているが、出典において「改訂」となっている都道府県については、改訂前の策定年月を採用している。



出典：農林水産省HP「都道府県及び市区町村のバイオマス活用推進計画について」（平成30年7月現在）より作成

N) バイオマス産業都市の選定地域数[補助指標]

バイオマス産業都市の選定地域数は83地域（2018年度）となっている。前年度より5地域増加、初めて選定が行われた2013年度からは49地域増加した。



出典：農林水産省食料産業局「バイオマス産業都市について」（平成31年4月）より作成